平成２２年（フ）第９１５号
高知県香南市野市町東野203番地５　内村荘５号室
債務者　小味　健次
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９３５号
高知市福井町2113番地47
債務者　野田　尚美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９３９号
高知市春野町甲殿793番地23
債務者　高橋　忠幸
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４１号
高知県南国市小籠２丁目７番５―301号
債務者　片岡由加里
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４２号
高知県南国市小籠２丁目７番５―301号
債務者　片岡　清光
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４８号
高知市北本町３丁目４番39号
債務者　川添　雅夫
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９５１号
高知県吾川郡いの町枝川5490番地１
債務者　髙橋　正一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９０号
高知県高岡郡津野町船戸1806番地
債務者　西田　末喜
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第９３号
高知県高岡郡四万十町土居27番地４
債務者　佐々木くるみ
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第２号
高知県高岡郡佐川町黒原394番地１
債務者　政岡喜美子（旧姓岡村・下八川）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第４２０号
福岡県久留米市南２丁目３番４―11号
債務者　吉田　和枝
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４４９号
福岡県久留米市国分町528番地
債務者　渕上　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４７１号
福岡県久留米市西町115番地11
債務者　大久保アヤ子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４７２号
福岡県久留米市東櫛原町1629番地
債務者　二宗　節子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４９２号
福岡県久留米市中央町２番地25―607、前住所兼住民票上の住所福岡県久留米市通外町85番地６　愛梨ビル２番館201号、前々住所福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘１―10―301
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１２号
福岡県三潴郡大木町大字前牟田592番地９
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
福岡県みやま市瀬高町下庄699番地４
債務者　近藤　　恵
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係